

平成 27 年 3 月 27 日

各都道府県・政令市 消費者行政担当課 御中

消費者庁 消費者教育・地方協力課

消費生活センターに関する条例の制定について

平素より消費者行政の推進に多大なご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年消費者安全法改正により、都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、内閣府令で定める基準を参酌して、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例を定めることとなりました（法第 10 条の 2）。

この参酌基準は本日付で策定したところですが（消費者安全法施行規則第 8 条）、別添の本モデル条例案は、多くの地方自治体からモデル条例を示すよう強い要望があったことを踏まえて、参酌基準をそのまま条文化した場合の一例として示すものです。

参酌基準に係る事項は地方自治体に裁量が委ねられており、参酌基準を参照した上で、条例でどのような条項を定めるかについては、その規定ぶりを含めて、地域の実情に応じ、各地方自治体において積極的に検討することが望まれます。

各都道府県においては、管内の市区町村に対しても速やかに周知いただくとともに、条例の制定について格別の配慮をお願いいたします。

モデル条例案

●●市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び住所等の公示)

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

- 一 消費生活センターの名称及び住所
- 二 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

(消費生活センター長及び職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置かなければならない(置くものとする)。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置かなければならない（置くものとする）。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じなければならない（講じるものとする）。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない

い（確保するものとする）。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない（講じるものとする）。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年●月●日（※）から施行する。

※ 改正消費者安全法の施行日を想定。追って政令で定めますが、現時点では平成28年4月1日を予定しています。

運用上の参考事項

○ 全般について

- ・本モデル条例案は、消費生活センターを設置する市が条例を制定する場合を想定したものである。都道府県又は区長村が条例を制定する場合には、題名、条文（法第8条第2項でよいか）、公示する義務を負う主体（市長でよいか）等に留意する必要がある。

○ 消費生活センターを行政機関として設置している場合

- ・地方公共団体が消費生活センターを行政機関として設置する場合には、条例において、消費生活センターの位置、名称及び所管区域が定められているので（地方自治法第156条第1項、第2項）、これを踏まえて、参酌基準を参照し条例を改正することが考えられる。
- ・他の行政機関と併せて条例で定められている場合
地方公共団体によっては、「行政機関設置条例」等の名称で、消費生活センターが他の行政機関と併せて条例で定められている場合もある。この場合、①「行政機関設置条例」等の条例を改正し、消費生活センターについて参酌基準を参照した条項を追加することが考えられる。また、②「行政機関設置条例」を改正し消費生活センターに関する規定

を削除した上で、別途、消費生活センターに関する条例を、参酌基準を参照して新たに制定することも考えられる。

○ 消費生活センターを公の施設として設置している場合

- ・地方公共団体が消費生活センターを公の施設として設けている場合、設置及び管理に関する条例が定められているので（地方自治法第 244 条の 2 参照）、これを踏まえて、参酌基準を参照し条例を改正することが考えられる。
- ・例えば、消費生活センターの名称及び住所が条例で定められている場合もあるので、この場合に、あえて第 2 条に相当する規定を条で定めるかどうかは検討を要すると思われる。

○ 消費生活相談員の人材及び処遇の確保（第 5 条）について

- ・消費生活センターにおいて勤務する消費生活相談員に、任期付の職員（臨時・非常勤職員、任期付職員等）がいない場合には、条例化に当たって「任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の」を削除することも考えられる。もっとも、将来的に任期付の職員を任用することもあり得ることから、この場合であっても、当該部分を削除せずに条例化することも考えられる。